

令和3年(2021年)9月30日

保護者様

豊中市こども未来部子育て給付課

### 新型コロナウイルス感染症にかかる育児休業復帰等の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の今般の状況を鑑みまして、保育施設等への入所にかかる取り扱いを、以下の通り変更いたします。

#### 1 8月～10月入所内定者の育児休業期間にかかる取り扱いについて

8月～10月入所内定している育児休業者の復帰時期については、10月31日(日)までとします。ただし、入所内定月からの入所扱いとなり、当初の保育時間で対応します。この運用は9月中の復職を妨げるものではありません。

なお、育児休業が終了したことを証明する「保育を必要とする事由証明書」は11月13日(土)までに提出してください。

#### 2 4月～7月入所内定者の育児休業からの復帰に関する書類の提出期限について

4月～7月入所内定者の育児休業が終了したことを証明する「保育を必要とする事由証明書」は、10月14日(木)までに提出してください。

#### 3 4月～10月入所内定者の求職活動にかかる事由証明書の取り扱いについて

4月～10月入所内定している求職活動者の事由証明書(内定)提出期限を11月25日(木)とします。

#### 4 コロナウイルス等で内定辞退をしている場合の取り扱い

令和3年11月選考から、入所内定を辞退した場合には、辞退1回につき1点減点となります。

#### 5 登園自粛により長期欠席した場合について

通常、在園児童が長期欠席(おおむね2か月)した場合、施設を退所していただきますが、令和3年8月2日から9月30日までは長期欠席の期間に含めず、10月1日(金)以降は長期欠席の対象となります。

#### 6 保育料等の取扱いについて

10月1日(金)以降は、在園児の感染等により登園回避した場合などを除き、利用者負担額(保育料)および給食費の日割り計算による軽減はありません。(軽減対象になる場合については、市ホームページをご覧ください) ※市ホームページへのリンク→



なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合がありますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 【問い合わせ】

こども未来部 子育て給付課 入所入園係

電話 06-6858-2252・2253